平成２１年（フ）第５６７号
熊本市渡鹿８丁目21番10号
債務者　大迫　末子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２５３号
青森県むつ市金谷１丁目14番47号
債務者　坂下　陽一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
青森県むつ市金谷１丁目14番47号
債務者　坂下眞知子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
青森県弘前市大字浜の町東４丁目１番地３
債務者　佐藤　和彦
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１９１号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字本泉63番地23
債務者　石郷岡せつ子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１９３号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字本泉63番地23
債務者　石郷岡真由美
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１９４号
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川15番地21
債務者　土居　克敏
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１９５号
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川15番地21
債務者　土居　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１５１号
福島県いわき市平字東町20番地の２、前住所仙台市若林区白萩町２番１―501号
債務者　小泉　沙織
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第５８号
岐阜県揖斐郡揖斐川町和田386番地　緑ケ丘住宅２―101号、住民票上の住所岐阜県揖斐郡池田町沓井566番地の１　フィナールＡｓｕｄａＡ棟Ａ３
債務者　成田　　務
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第５９号
岐阜県揖斐郡池田町本郷1465番地の33
債務者　成田加奈子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第９１９号
名古屋市北区彩紅橋通１丁目７番地
債務者　林　　匠
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目107番10号　サンヒルズ武岡201号
債務者　中島　　**勤**
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４７４号
福岡県宗像市自由ヶ丘４丁目16番地５
債務者　松永　昭博
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１７７２号
名古屋市中村区鈍池町３丁目51番地　ライン荘18号
債務者　仲　　真彦
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７号
島根県出雲市多久町881番地　市営鳴竹住宅314
債務者　坂本美智子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月31日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第８０号
島根県大田市仁摩町天河内59番地
債務者　えぼしこと　川本　直樹
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月31日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部